

随意契約結果(工事)

No.	案 件 名 称	工事種目	工 事 場 所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	喜連保育所仮園舎設置に係る地下埋設物撤去工事	建築一式工事	平野区	株式会社オービス	3,850,000	R7.2.17	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	K10	-

随意契約理由書

1 案件名称

喜連保育所仮園舎設置に係る地下埋設物撤去工事

2 契約の相手方

(株) オービス

3 随意契約理由

公立保育所については、令和4年3月に「公立保育所民営化推進計画」を策定し、令和12年度末までに公立保育所（直営）を35か所とすることを目標に取り組むこととしており、このため、計画的に公立保育所の民営化を進めて行く必要がある。

喜連保育所の民営化に関しては、一時的に使用が可能な用地を確保して仮園舎を設置し、現喜連保育所を解体後、同敷地に民間法人が保育所建替えを行う計画としている。この建替えにあたっては令和9年12月を移管予定としており、現保育所解体工事、民間法人による保育所新園舎建設工事の期間を考慮すると、遅くとも令和7年6月中旬までには仮園舎への移転が必要と考えており、引っ越し期間等も考慮して、現在、(株)オービスと仮園舎借入契約を締結し、令和7年4月15日を園舎引渡日とし、翌16日から借入開始することで(株)オービスが設計・確認申請を行い、設置工事に着手したところである。

当該設置工事において、基礎等工事のための地面掘削を行ったところ、想定していなかった大量のガラや汚泥といった地下埋設物が存在することが判明した。これに伴い、当初想定していなかった喜連保育所仮園舎設置用地の地下埋設物撤去工事を行う必要が生じている。また、当初の移管計画に影響を及ぼさないためには、主体工事である仮園舎設置工事と地下埋設物撤去工事を並行して行う必要がある。

本工事であるが、喜連保育所仮園舎設置用地内の工事であり、設置工事の進入路は1か所しか確保できないため、仮園舎設置工事と同一の工事進入口から出入りする必要がある。また、施工場所の敷地に限りがあることから、通路、資材置場や工事場所が重複・輻輳し、両工事が錯綜することとなる。さらに、本工事と(株)オービスが施工する保育所建設基礎工事は施工上密接に関係しており、同一場所で工事を行うことから、施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

さらに、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が本工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 保育所再編整備グループ

(電話番号 06-6684-9058)